

守成クラブ信州松本 規約

守成クラブ信州松本規約 (全国組織の異業種交流会)

第1章 総則

(名称)

第1条

当会の名称は、守成クラブ信州松本（以下当会とする）という。

(事務局)

第2条

当会の事務局は、世話人会で選任された事務局長の事業所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

今、我々中小企業を取り巻く経済環境は不安定であり、事業を国や行政に期待し頼ることが出来ないのが実情である。そこで私達の生活基盤である会社を潰さず守り抜くため、全国の守成クラブ会員一人一人の顧客・人脈を持ち寄り、「商売繁盛」をモットーとし、「事業拡大」を前面に打ち出した仕事バンバンプラザ（定例会）の輪を全国に広げる事を目的とする。ただし、会員間の仕事の受発注に関わる事については、会として一切関与しないものとする。

(事業)

第4条

当会は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 毎月1回の仕事バンバンプラザ（定例会）の開催。
- (2) 会員同士のビジネス交流・経済交流・業務提携・共同事業の促進。
- (3) 会員同士の親睦を図る為の親睦会の開催（不定期）。
- (4) その他、目的を達成する為に必要と思われる事業。

(定例会への参加、罰則及び禁止事項)

第5条

定例会参加の出欠は事務局へ必ず、指定日内に提出しなければならない。

- (1) 定例会への参加費用は、1人あたり金5,000円とする。
- (2) 参加届けを出し当日無断で欠席した時は、参加費の請求書を事務局より郵送する。会員は請求書到着後1週間以内に当会指定の口座へ振り込む事とする。
但し、参加届けを出し当日止むを得ず欠席する者は、例会開催日の前日午前中までに事務局へ通知した場合に限り、事務局はこれを受理する。（この場合参加費の請求はしない）
- (3) ゲストとしての参加は原則一度しか出来ません。ただ、以前に会員であって、再入会の確約が取れている方に関してはゲストとしての初回参加を認める。
- (4) ゲスト参加で未入会者は、当会で知り得た会員に対してのビジネスアピール、勧誘、ダイレクトメール等や、個人情報の使用を禁止する。
- (5) 定例会参加申込者の代理出席は認めない。（参加申込者本人が出席する事）
- (6) 準会員の他会場への参加は認めない。但し、他会場にゲストを紹介する例会に限り参加を認める。

- (7) 経営者の会にふさわしい男女共にビジネスライクな服装で参加できる。(男性は作業服・短パン・Tシャツ・サンダル・ジーンズ・帽子、女性は露出度の高い服・短すぎるスカート・ショートパンツ・ジーンズ・ロングブーツ)は遠慮いただく。

第3章 会 員 (守成クラブ本部制定)

(会員)

第6条 当会の会員は、次のとおり種別を定める。

- (1) 準会員…入会届けを出し、入会金・年会費を納めた者。
- (2) 正会員…当会に会員を1名紹介した者。
- (3) ゴールド会員…当会に会員を紹介し、10名在籍している者。
- (4) ダイヤ会員…ゴールド会員で、他に1会場を立ち上げるか会員を100名紹介した者。

(入会)

第7条 当会へ入会する者は次の条件を満たし、遵守しなければならない。

- (1) 当会員の紹介による推薦。
 - (2) 法人は取締役以上、個人事業主の代表者、または当会の為必要な人物と認められた者。
 - (3) 宗教・政治・まち金・風俗・暴力団関係・先物取引業・投資(金融庁に未登録)・マルチまがい商法・ギャンブル・靈感商法等、並びに公序良俗に反する商売の方をお誘い(ゲスト参加及び入会)することは禁止する。
 - (4) ネットワークビジネス(販売員を増やし、販売員の売上が自分の売上となるもの)を禁止する。(ゲスト参加及び入会后ネットワークビジネスと判明した場合は世話人会で確認し可否を判断する。否と決定した場合は当会の代表または副代表によって通知する。)
- (補足) また、上記以外の業種であっても、入会の後において強引な販売手法などビジネスマナーに反する行為を行うことによるクレーム等が発生した場合、クラブ退会処置をする。内容によっては、全国クラブに公表する場合もある。
- (5) (3)(4)の項目でゲスト参加時及び入会后に発覚した場合でも退会をお願いしたり、悪質な場合は除名とする。
 - (6) ゲストの入会申し込み後、翌月定例会までに入金を確認された方のみ準会員とする。
(次月定例会までの入金が無き場合においては翌月以降の例会には参加できないものとする。)
 - (7) 退会した者でも当会の規約に同意する意思があれば再入会を認める。

(会員資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一つに該当するに至った時は、資格を喪失する。

- (1) 入会金及び年会費を納めない者。
- (2) 更新時の入金が入会月の月末までに入金確認が取れない場合。
- (3) 準会員で1年以内に当会に紹介者(準会員)を出すことが出来ない者。
- (4) 本部または信州松本会場事務局に通知または退会届を提出した者。
- (5) 本人所属の会社が消滅した場合。
- (6) 当会を除名された場合。

(退会)

第9条 会員は、当会の代表に退会届を提出し任意に退会することが出来る。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、世話人会を開催し、世話人会の過半数の決議により除名する事が出来る。ただしこの場合、その会員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) 当会の名誉を傷つけ、当会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 訴訟を起こされたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(バッジ貸与)

第12条 会員には本部より、バッジを貸与する。

- (1) 胸章は、第6条で挙げた会員の種類により、次のように定める。

準会員 緑色の胸章

正会員 赤色の胸章

ゴールド会員 金色の胸章

ダイヤ会員 ダイヤ形の胸章

- (2) バッジは定例会に出席する際、必ず着用すること。
- (3) 第8条、第9条に該当した者は、速やかに事務局へ返還することとする。
- (4) 紛失した時は、緑、赤バッジは金1,000円で購入しなければならない。(ゴールド、ダイヤは別料金)

(自社PR及びブース出店)

第13条 当会員が定例会において自社PR又は、ブースに出店を希望する場合は、事前に事務局に申請し許可を受けた正会員とする。

- (1) 自社PR、ブース出店は参加申込者本人が必ず行うものとする。(代理人による企業PRはできない。但し、自社社員・協力者の販売の協力はできる)
- (2) チラシ配布は正会員であればできる。(準会員はテーブル懇談会のみ配布できる)
- (3) ブース出店費用は1,000円とする。
- (4) 信州松本のぼんずく、ホームページへの広告、バナー広告費等については世話人会にて都度設定してゆく。

(協賛品)

第14条 協賛品を提供したい会員は、事務局に協賛品と数量を申請し、事務局の許可を得て定例会の当日持参するものとする。

また、協賛品を提供する者は、ゲスト・準会員・正会員を問わない。

第4章 世話人 (信州松本制定)

(役員及び定数)

第15条 当会には、次の世話人を置く。

- (1) 世話人 10名以上30名以内

- (2) 世話人の中から代表世話人1名副代表世話人3名、顧問1名、事務局長1名、藩長6名（内代表藩長1名）、副藩長6名、企画委員長1名、例会運営委員長1名、広報委員長1名、会員拡大委員長1名、ありかた検討委員長1名、（これら内容の総称は世話人とし、その会議を世話人会と呼ぶ）

第16条

各世話人の職務は、次の通りとする。

- (1) 代表世話人は、当会を代表しその業務を総理する。
- (2) 副代表世話人、顧問は、代表を補佐し代表に事故あるとき、または欠けたときはその業務を代行する。
- (3) 事務局は、当会の事務全般の業務を行う。
- (4) 代表世話人、副代表世話人、顧問、事務局は、三役会を構成しこの規約の定め及び世話人会の決議に基づき、当会の業務を遂行する。
- (5) 藩長会は、藩活動の推進に努める。
- (6) 企画委員会は、当会の行事企画等立案及び、計画・実行業務を行う。
- (7) 広報委員会は、ばんずくを発行するための必要業務と、ホームページ関係の管理を行うものとする。
- (8) 例会運営委員会は、定例会開催に必要な準備と運営を行う事とする。
- (9) 会員拡大委員会は、正会員及び準会員へのアプローチを行いゲスト参加者の拡大を行うと共に守成クラブへの外部からの拡大活動にも努める。
- (10) ありかた検討委員会は健全な会の運営を損なう可能性のある事案を会員から聴取する窓口となる。
- (11) 会計は、当会の会計業務全般を行う。
- (12) 会計監査は、会計の監査を行うものとする。

※各委員会の職務及び活動内容は世話人会に委ねる。

（世話人及び役職の選任）

第17条

現世話人会にて次期世話人を、現世話人会の過半数以上（当日出席者）をもって選任する。

- (1) 正会員（準会員）の中から自薦立候補や、世話人による推薦を受けたものを次期世話人及び世話人候補とし、世話人会での決定を行い、代表世話人が任命をする。（決定通知および連絡は代表世話人が行う）
- (2) 正会員に成り定例会の出席率の良い人の中から選任する。
- (3) 準会員であっても当会に貢献度の高い者、又は本人が6ヶ月以内に正会員になる意思があれば成れる。
- (4) 世話人に成る者は自薦、他薦を選ばない。重任も可、また役職も同じとする。

（任期）

第18条 代表世話人の任期は2年、その他の世話人の任期は1年とする。但し再選を妨げない。

- (1) 補欠または増員によって就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- (2) 世話人は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その業務を行わなければならない。
- (3) 世話人が退会した場合の世話人の補充は世話人会で決定する。

(解任)

第19条

世話人が以下の各号の1つに該当するに至ったときは、世話人会出席者数の過半数以上の決議によりこれを解任することが出来る。但しこの場合、その世話人に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の支障のため、業務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 業務上の義務違反、その他世話人としてふさわしくない行為があったとき。

第5章 世話人会（役員会）

(世話人会の運営)

第20条

- (1) 世話人会を招集するには、各世話人に対して1週間前までに通知する。但し緊急を要する場合は、2日前までに発することを妨げない。
- (2) 世話人会は、業務執行その他法令、または規約に定める事項を決定する。
但し、当会の通常の業務の他重要でない事項の決定は、世話人会の出席者過半数以上の決議により代表に委ねる事が出来る。
- (3) 世話人会の決議は、決議当日世話人参加者過半数をもってこれをなす。

(世話人会の役割)

第21条 世話人会の役割は、以下のとおりである。

- (1) 当会のスムーズな運営を図る事。
- (2) 当会の運営にあたり、当会の業務又は規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを三役会世話人会に報告すること。前号の報告をする為必要がある場合には、世話人会を招集すること。
- (3) 世話人の業務遂行の状況又は当会の財務状況について、役員に意見を述べ若しくは、世話人の招集を請求すること。
- (4) 世話人及び各委員会は基本的に無報酬とする。(但し、必要に応じ世話人及び各委員会からの申し出により費用が発生するケースは世話人会での承認を受け必要金額を支払うものとする)

(議事録)

第22条 世話人会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者名（委任状、書面表決者がある場合にはその数を付記する）
- (3) 議題
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

※議事録内容は次回世話人会で報告する事とする。

第6章 会計

(会計の原則)

第23条 当会の会計は、会計原則にしたがって行うものとする。

(会計業務に対する支払い)

※会計報告は毎年年度末で締め切り新年度定例会において報告してゆくものとする。

(事務経理)

第 24 条 当会の事務経理は運営費として支払う。但し、会員数が拡大し増額の必要が生じたときは世話人会参加者の過半数以上の決議により社会通念上の代価を支払うことができるものとする。

(事業の予算及び決算)

第 25 条

当会の事業及びこれに伴う収支予算及び決算は、会計担当が作成し、世話人会の決議を得なければならない。

第 7 章 事業年度

(事業年度)

第 26 条 当会の事業年度は、毎年 2 月 1 日に始まり翌年 1 月 31 日に終わる。

第 8 章 附 則

(細則)

第 27 条 この規約の施行について必要な細則は、世話会の過半数の決議を経て代表世話人がこれを定める。

■ 守成クラブ信州松本

- ・平成 22 年 3 月 14 日作成
- ・平成 22 年 10 月 25 日改定
- ・平成 23 年 2 月 26 日改定
- ・平成 23 年 4 月 20 日改定
- ・平成 23 年 5 月 18 日改定
- ・平成 27 年 2 月 1 日改定
- ・平成 28 年 12 月 6 日改定
- ・平成 29 年 2 月 28 日改定
- ・平成 30 年 4 月 3 日改定